

北園小いじめ防止基本方針

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の趣旨を踏まえ、平成 28 年 6 月にいじめ防止等の対策に係る基本的な考え方を示した「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」が令和 6 年 4 月に改定されたことに基づき、本校のいじめ防止基本方針を策定し、アンケート調査等による実態把握をはじめとして、いじめの未然防止・早期発見・対処の取組を進めるものとする。また、昨年度より、「学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応」について、警察と連携した対応をとることを、教職員と保護者で共通理解を図っていく。（別紙「保護者向け資料」参照）さらに、「学校いじめ対策委員会」を組織として位置付け、学校としての取組を推進していくこととする。

【いじめの定義】（いじめ防止法第 2 条）

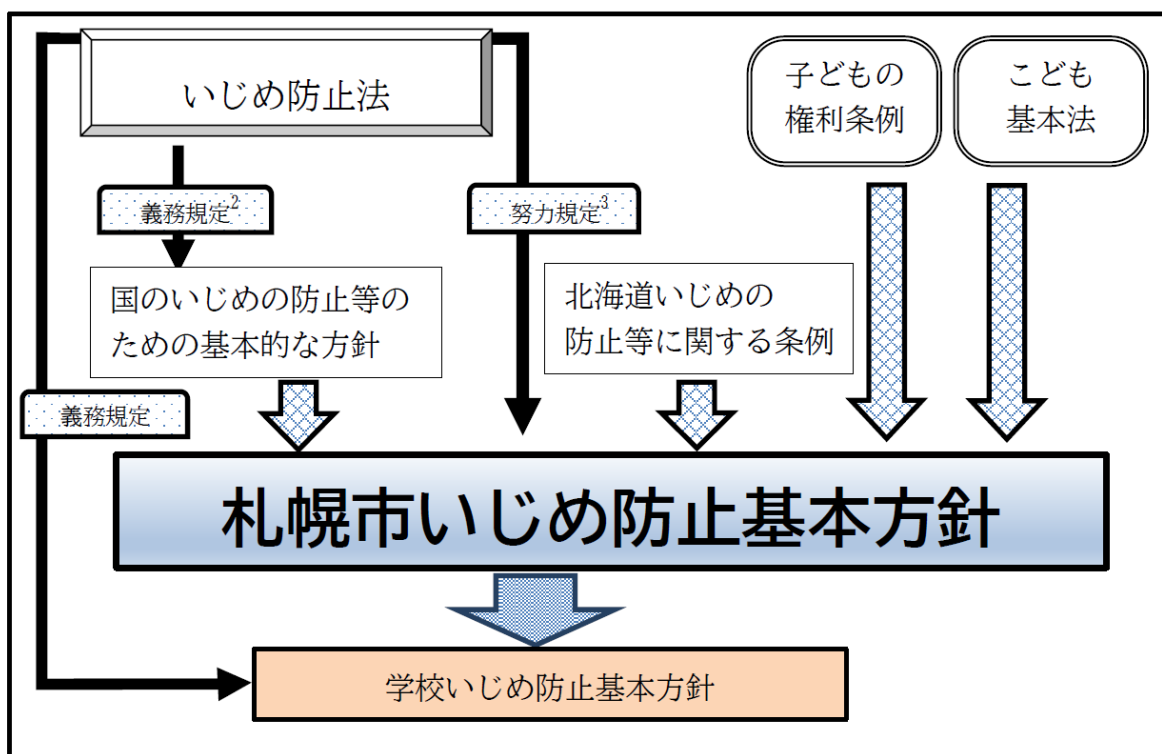
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※ 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より

【札幌市いじめ防止基本方針の位置付け】



北園小学校の取組① 北園いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していくことが必要である。

また、「いじめめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、全ての立場の児童を対象とした指導が重要である。

そこで、「北園いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの早期発見や事実確認の仕方、組織的な対応などの具体的な手立てを明確にし、全教職員に周知徹底を図る。

北園小学校の取組② いじめの防止等の対策のための組織の設置

「学校いじめ対策委員会」（後、「対策委員会」）の責任者は校長とし、いじめの防止等に係るすべての取組は、校長の監督の下、行うこととする。構成員は、管理職、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とする。必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催し、速やかに対応する。校長が不在時は教頭が主となって会議を開催し、のちに責任者である校長に報告し、決裁を得る。また、「北園いじめ防止基本方針」は、この対策委員会において PDCA サイクルに基づいて定期的に評価し、見直しを図る。あわせて、学校評価にいじめ防止等の取組に関する項目を位置付け、目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげることとする。

「学校いじめ対策委員会」の会議について

- 定例の会議を月に 1 回開催する。
- 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- いじめに係るアンケート（※ 1）実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、会議を必ず開催する。
- 対策委員会を開催した際は、会議録を作成し、校長の決裁を得ることとする。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- いじめの解消の判断は、事案対処後 3 か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、対策委員会において行う。

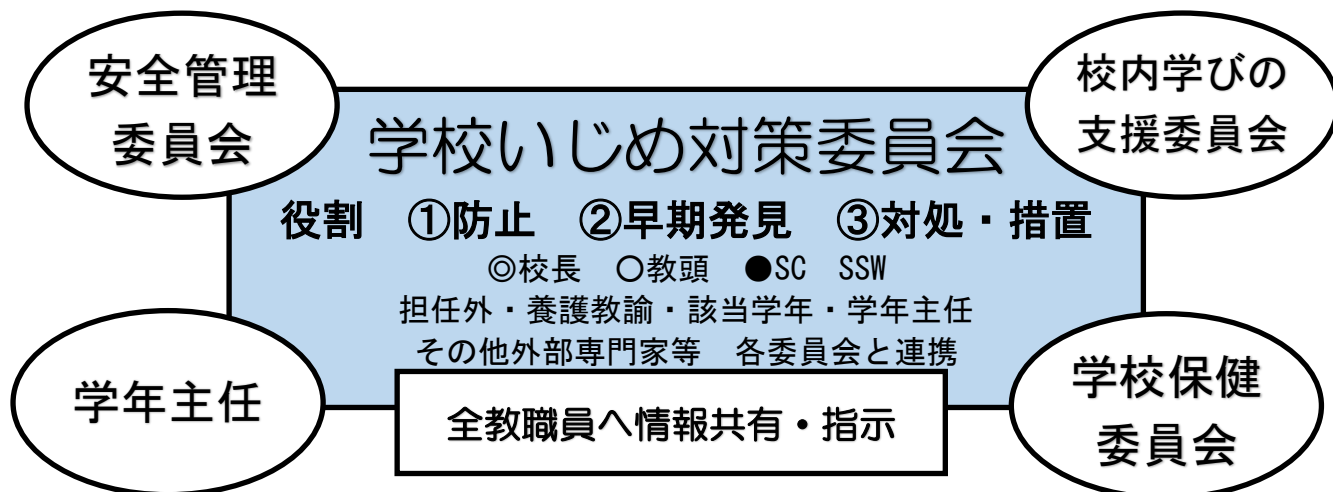
いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも 3 か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）P30～31】

○複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICT も活用し、対策委員会に置いて集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別の情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

- ※ 1 「悩みやいじめに関するアンケート①（簡易版）」 7 月
「子ども理解に関わる校内研修（職員研修）」 9 月
「悩みやいじめに関するアンケート②（札幌市版）」 11 月
「悩みやいじめに関する調査・報告（担任聞き取り）」 2 月



北園小学校の取組③ いじめの防止等の対処マニュアルの作成

○マニュアルの策定

- ・札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（市の改定案の第4章）を参考として、いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にする。
- ・学校として、北園小いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定める。また、学校基本方針において、アンケート調査、個人懇談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- ・いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、対策委員会で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。
- ・教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ・アセスメントシートについては、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられえる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

北園小学校の取組④ いじめの防止

○教職員の対応力の向上

- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、対策委員会で判断する。
- ・「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に徹底する。
- ・児童から信頼されるような豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。
- ・教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・スクールカウンセラーなどの専門家の助言を参考にし、個に応じた指導を行う。

○発達支持的生徒指導の重視

- ・自他を尊重する態度を育成する。
- ・児童会による子どもの自治的な活動を推進する。
- ・いじめの問題について考える学習活動を充実させる。
- ・「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」が育つように働きかける。

○いじめについての児童の理解促進

- ・入学時及び各年度の開始時に子どもの発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめ防止等の取組を推進する。

- ・道徳科や学級活動等において法や「北園小いじめ予防基本方針」の理解を深めるとともに、「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。（課題未然防止教育）
- ・いじめにあたる行為について学校全体で共有し、いじめを防止する活動に取り組む。
- ・いじめられる児童の気持ちを全ての児童が理解できるようにするとともに、見て見ぬふりをするのがいじめを深刻化させることになることを指導する。
- ・いじめは決して許されないこと、また、それに伴う、人権侵害や責任等の発生に関して学ぶ機会を設ける。

○配慮が必要な児童についてのいじめの防止

- ・配慮が必要な児童については、適切な支援を行う。保護者との連携、周囲の児童への必要な指導等、組織的に行う。

○インターネット上のいじめの防止

- ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- ・情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。
- ・児童のインターネットの使い方について、家庭でのルールづくりを行ったり、利用状況を把握したりするように促す。
- ・情報モラル教育の充実の為、児童向けの安全教室や教職員の研修を行う。
- ・児童のインターネットの利用状況の把握に努める。
- ・インターネットによるコミュニケーションでは、誤解が生じやすいことを理解させる。

北園小学校の取組⑤ いじめの早期発見

○教職員による積極的なかわり

- ・欠席の増加や表情の変化、意欲の低下など子ども出すサインを見逃さないようにする。
- ・日常的な観察や声掛けの関わり、出席状況の確認等により、児童の変容を見いだす。
- ・いじめの疑いがある場合、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で共有する。
- ・関係する保護者との情報を共有する。

○いじめアンケートや教育相談の計画的な推進

- ・アンケート調査や面談を複数回実施する。（7月・11月・2月）各担任が分析し、必要に応じ児童から直接聞き取り調査を行う。
- ・アンケートは数量的な分析・評価を行うとともに、質的な分析・評価を行い、児童の心に迫る努力をする。
- ・アンケート等の結果を対策委員会で検討し、指導の方向性について共有する。
- ・教育相談は、児童の発達段階に応じスクールカウンセラーの助言を受けながら、心的負担に配慮する。
- ・児童からの相談に対して、迅速に対応する。

北園小学校の取組⑥ いじめへの対処

○緊急時の対応

- ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- ・学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案を報告した後、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて、教育委員会と連携して対応に当たる。
- ・国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないか継続的に確認する。加えて、加害児童及び保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・いじめられた児童の安全確保を行う。
- ・いじめた児童に対しては、保護者の協力を得るとともに、場合によって関係機関との連携を図りながら適切な指導を行う。

北園小学校の取組⑦ 重大事態への対処

○重大事態発生時の対応

- ・学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

重大事態とは

①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には、次のようなケースなどが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

<市立学校> 重大事態の発生

(1)重大事態発生時の報告

- 市立学校から教育委員会へ
- 教育委員会から市長へ

(2)調査主体の判断

- 教育委員会が経緯や事案の特性等により総合的かつ慎重に判断

市立学校に弁護士等の専門家を加えた調査組織による調査

教育委員会の附属機関による調査（札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会）

(3)調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする

(4)調査結果の提供・報告

- 教育委員会又は学校からいじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供
- 情報提供後、教育委員会から速やかに市長に報告
- いじめられた児童生徒又はその保護者からの調査報告書に対する所見をまとめた文書があれば調査結果に添付

必要に応じた再調査の実施

- 市長が必要と認めるときには「札幌市子ども・子育て会議」において再調査を実施

(5)調査結果の公表

- 国のガイドラインに基づき調査結果を公表

再調査結果の提供・報告

- 再調査の結果を、いじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供
- 市長から議会に再調査の結果を報告

(6)調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

- 市長及び教育委員会は、同種の事態の発生防止のための必要な措置を実施

(7)学校と教育委員会における取組の検証

- 調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、検証を行う。
- 教育委員会は、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に報告し、必要な改善を図る。

○保護者や地域の協力・参画の推進

- ・保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、いじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ・方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域の方々が「北園小いじめ基本方針」の内容を容易に確認できるようにする。
- ・ＳＣやＳＳＷ、保護者・地域を含めた複数の目で子どもを見守る体制づくりを進める。（コミュニティ・スクールの機能を活用）
- ・子どもが、周囲の大人と関わる体験を通じて、地域に見守られているという安心感を抱くことができる環境づくりを推進する
- ・保護者や地域住民等、学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた場合、通報等の協力を仰ぐ。
- ・通学路指導等における地域の方々との関わりを大切にし、いじめ防止等についても参画を求める。

子どものサイン発見チェックリスト

以下の項目を参考に、子どもの様子を観察します。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、相談してください。また、保護者から相談があった場合、相談をする場合などには、以下の質問を保護者に質問してみると早期発見につながります。

- １、表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。
- ２、友達のことをあまり話さなくなった。
- ３、朝から体の不調を訴え、登校をしづらくなった。
- ４、感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。
- ５、言葉遣いが乱暴になった。
- ６、友達や家族と過ごすことを避け、教室や部屋に一人でいることが多くなった。
- ７、投げやりで集中力が続かないことが増えた。
- ８、学用品をなくしたり、壊したりすることが増えた。
- ９、教科書やノートに落書きされたり、破られたりするようになった。
- １０、衣類が破れていたり、汚れていたりすることが増えた。
- １１、食欲がなくなった。
- １２、友達への口調が命令口調になっている。
- １３、擦り傷やあざ等を隠すようになった。
- １４、友達からの電話に暗い表情が見られる。

- 15、不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。
- 16、友達からの電話で、急に外出することが増えた。
- 17、携帯電話やインターネットのメールを頻繁に気にするようになった。
- 18、家から金品を持ち出したり、家の人に金品を要求したりするようになった。
- 19、「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。
- 20、最近、寝つきが悪かったり、夜中に何度も目を覚ましたりすることがある。
- 21、家で買い与えた物ではない物を持っている。
- 22、家で与えた以上のお金を持っている。